「インターネットのサービス品質計測等の在り方に関する研究会」 報告書(案)等に対する御意見及びそれらに対する考え方

平成 27 年7月

「インターネットのサービス品質計測等の在り方に関する研究会」報告書(案)等 に対する意見募集で寄せられた御意見について

〇 意見募集期間: 平成 27 年5月 21 日 ~ 平成 27 年6月 19 日

〇 提出意見総数: 12 者

(1)個人 8者

(2)法人•団体 4者

名称順	法人•団体意見提出者
1	株式会社NTTドコモ
2	ソフトバンクモバイル株式会社
3	一般社団法人テレコムサービス協会
4	UQコミュニケーションズ株式会社

報告書(案)に対する意見

		頂いた御意見	御意見に対する本研究会の考え方	反映の 有無
【意見1】総論として、報告書の内容に賛同。				
イング	ターネットのサー	-ビス品質計測の一環として、「事業者中立的な実効速度の	本案に賛同の御意見として承ります。	なし(賛
計測・公	&表等の在り方	」について研究会で検討が進められ、報告書(案)およびガイ		成意見
ドライン	(案)としてまとぬ	りられたことに大いに賛同します。今後、実際にガイドライン		のため)
が制定	されて公平・公	正な形で各事業者の実効速度等が公表され、事業者ごと		
のサー	ビス品質が消費	者にわかりやすく伝わるようになることを期待します。		
		【一般社団法人テレコムサービス協会】		
頁	項目	頂いた御意見	御意見に対する本研究会の考え方	反映の
				有無
【意見 2	2】無線 LAN 紹	全由での計測について、報告書の内容に賛同。		
30 頁	第3章8.	無線 LAN 経由での計測は、計測対象となるモバイルネ	本案に賛同の御意見として承ります。	なし
		ットワークとルータの間の性能を正確に計測することがで		(賛 成
		きないことから、報告書案の内容に賛同します。		意見の
		【UQコミュニケーションズ株式会社】		ため)
【意見3	3】バンド(周波	数)によって速度は異なるので、バンド固定した上で、各バン	ド別にスループット測定するべきではないか。	
33 頁	第4章1.(2)	携帯電話の在圏バンド(周波数)によって速度は異なる	周波数を固定して各周波数別に実効速度を計測すること	なし
		ので、バンド固定したうえで、各バンド別にスループット測	は、キャリアアグリゲーション技術を用いた端末等では技術	
		定するべきではないか。	上困難であり、また、利用者の通常利用の状況を反映した	
		【個人】	実効速度を計測することが重要であるため、本案による計	
			測が適当と考えます。	
【意見 4	将来的な選択	択肢の一つとして、「一般ユーザによるアプリ計測」方式を検	討すべき。	
33 頁	第4章1.(1)	「一般ユーザによるアプリ計測」方式による計測が当面	本案に賛同の御意見として承ります。	なし
		提供されないことについては、総務省案にも書かれてい	なお、「一般ユーザによるアプリ計測」方式は、大量のサ	
		るような理由もあり、やむを得ないものと考えます。ただ	ンプルを計測の際に確実に確保する仕組みに加え、計測ツ	

	T			
		し、この方式であれば『大量の計測結果を低コストで得ら	ールの一斉アップデート、ツールの不具合への問合せ対応	
		れる』と考えられますので、是非引き続き検討を継続し、	等一般ユーザへの恒常的なサポート体制が必要となること	
		将来的に提供されることを望みます。実現すれば、ビッグ	から、当面は、実行に移すことが困難と考えますが、将来、	
		データ・オープンデータの利活用の実例としても大いに評	より適切な計測手法等に向けた見直しを行う必要性が生じ	
		価できると思います。	る場合には、総務省において、御意見を参考にすることが	
		【一般社団法人テレコムサービス協会】	適当と考えます。	
		個々の利用者が日々体感する実効速度を自ら認識で		
		きる環境作りが理想的である点にも留意し、利用者が自		
		由に入手可能な一般的な速度測定のアプリケーションを		
		活用することや、それらアプリケーションを活用したビッグ		
		データを事業者が収集し、実効速度として公表すること等		
		についても、将来的な選択肢の一つとして継続検討すべ		
		きと考えます。		
		【ソフトバンクモバイル株式会社】		
40 頁	第4章2.(1)	本計測に伴い増加するコストが利用者への直接的・間		
		接的なコスト負担に影響し得ることも踏まえると、前述の		
		とおり、既存の速度計測のためのアプリケーション等、既		
		に利用者が活用可能なアプリケーションと併用する等に		
		より、コストの最小化を図っていくことも有用であると考え		
		ます。		
		【ソフトバンクモバイル株式会社】		
【意見5	5】本計測手法	については、必要に応じて適宜見直しを検討すべき。		
33 頁	第4章1.(1)	本計測手法については、技術やサービスの進展動向、	将来、より適切な計測手法及び利用者への情報提供手	なし
		アプリケーションの開発・普及動向等を踏まえつつ、必要	法(集計表示手法等)が提示される場合や、技術・事業環境	
		に応じて都度見直しを検討すべきと考えます。	の変化による対応が必要となる場合等、見直しを行う必要	
		【ソフトバンクモバイル株式会社】	が生じる場合には、総務省において、状況に即して必要な	
33 頁	第 4 章 1.(2)	計測場所の選定については、「利用者の実態を反映す	検討・手続を経て対応することが適当と考えます。	
	1	る際のコストの観点から、人口が集中する場所の中から		

		選定することが効率的」とあるとおり、コスト効率性の観点		
		から、今後の計測結果等を踏まえ対象都市数やメッシュ		
		数を縮小する等の見直しが適宜必要と考えます。		
		【ソフトバンクモバイル株式会社】		
36 頁	第 4 章 1.(2)	計測時間帯については、今後の計測結果等を踏まえ		
	2	て、計測時間帯の制限を緩和する、メッシュ区分毎におけ		
		る計測時間帯の差分を解消する等、コスト効率性の観点		
		から適宜見直しが必要と考えます。		
		【ソフトバンクモバイル株式会社】		
40 頁	第4章2(1)	第1章1項にも記述がある通り、第4世代無線通信シ		
		ステムにおいて今後規格値で1Gbpsのサービスが予定さ		
		れています。		
		このような更なる高スループット環境下において、今回		
		規定されるガイドラインによる測定手法が測定結果の精		
		度や計測サーバー維持管理の面で最適とならない可能		
		性があると懸念しています。		
		このため、現行のガイドラインの適用期間や今後の環		
		境に応じたガイドラインの見直しについても明記する必要		
		があるのではないかと考えています。		
		【株式会社NTTドコモ】		
【意見 6	i】速度にかか。	る利用者からの苦情・相談の傾向等に応じ、事業者による実	対速度計測の継続的実施有無について、今後、検証がなされる	るべき。
33 頁	第4章1.(1)	速度にかかる利用者からの苦情・相談の傾向(苦情・	規格上の通信速度が訴求され、実効速度と乖離がある	なし
		相談数や内容の変化)、事業者による自社サービスの訴	限り、継続的に実効速度を計測・表示し、利用者に対して適	
		求ポイントの変化等、実効速度を取り巻く環境変化に応	切に情報提供を行っていくことが必要であると考えます。	
		じ、事業者による実効速度計測の継続的実施有無につ	なお、将来、より適切な計測手法及び利用者への情報提	
		いては、時機を見て、今後検証がなされるべきと考えま	供手法(集計表示手法等)が提示される場合や、技術・事業	

環境の変化による対応が必要となる場合等、見直しを行う

【ソフトバンクモバイル株式会社】 必要が生じる場合には、総務省において、状況に即して必

す。

40 頁	第 4 章 2.(1)	実効速度等の計測に当たっては、規格値と実効速度 の乖離に伴う利用者の苦情・相談状況等を踏まえ、利用 者が実効速度を把握できる環境を提供することに主眼を 置くべきであると考えます。すなわち、同レベルの調査を 翌年度以降も実施することを既定とはせず、利用者の苦	要な検討・手続を経て対応することが適当と考えます。	
		情の推移(本取組による苦情削減効果)や市場の環境変		
		化等に応じて、実施の規模、有無を判断すべきと考えま		
		す。		
=		【ソフトバンクモバイル株式会社】		
【意見7	事業者が一	日何ギガバイトで制限されるのか、また、制限された場合の	通信速度も計測すべき。	
33 頁	第4章1.(2)	事業者が一日何ギガバイト数で制限されるのか、制限	今般の計測については、個々の契約に基づく一時的な速	なし
		された場合の通信速度も計測で示さなければ透明性が	度制限状態を考慮することは、計測コストが増大すること等	
		あるとは言えません。	の理由から、通常時における実効速度を計測対象としてい	
		【個人】	ます。	
【意見8	】計測のタイミ	ングは、各事業者が任意に設定可能せず、利用者が一日 <i>の</i>)平均よりも多い時間帯で計測すべき。	
33 頁	第 4 章 1.(2)	計測頻度で少なくとも1年に1回以上とし、計測のタイミ	本案(第4章1.(2)②)のとおり、深夜帯は利用者実態を踏	なし
	6	ングは、各事業者が任意に設定可能とする。	まえた計測時間から除くこととし、「オフィス街・繁華街メッシ	
		非常に疑問に思います。意図的に深夜 4 時の一番利	ュ」は正午から午後6時、「住宅街メッシュ」は午後3時から	
		用者が少ない時間に計測が行われ、実態にそぐわない	午後9時の時間内に計測することとしています。	
		結果となり利用者が不利益を受けます。利用者が一日の		
		平均よりも多い時間帯で計測した結果が実態にあってお		
		り利用者が求めている情報です。		
		【個人】		
【意見9	事業者が事	前に計測場所・計測時間を知り得ることができるのは問題。		
40 頁	第4章2.(2)	事業者が事前に計測場所・計測時間を知り得ることが	本案に記載のとおり、計測場所を都度ランダムに選定す	なし
	2	できるのは問題があると考えます。基地局アンテナのチ	ることや、計測実施期間を設定することにより、通信事業者	
		ルト角をリモート制御してピンポイントで品質を改善した	に対する、一定の事前対策抑止が可能になると考えます。	
		り、3Gを停波して LTE の周波数幅を一時的に増やすこと	また、本案に記載の実施プロセスの共通化を図ることに	

	1			, ,
		で、実体とはかい離した速度を叩き出すことが可能であ	より、同事業者の中立性を確保しつつ、実施の持続可能性	
		り、他のユーザーが迷惑をこうむることとなります。また、	が確保され、また、利用者にとって有益な情報となる新端末	
		こういった不正が行われても第三者機関による検証が困	の発表等にあわせた柔軟な計測の実施と結果の公表が可	
		難です。監督省庁の規制実施において事業者の自主性	能になると考えます。	
		を尊重することは不適切です。それとも何かの利権でしょ		
		うか?		
		【個人】		
【意見	10】本測定にか	・ いかる体制や運営方法については費用面と運用面双方のバ		
41 頁	第 4 章 2.(3)	品質計測にあたっては、事業者中立性を担保すること	本案に賛同の御意見として承ります。	なし
		も必要ですが、「共通実施機能」及び「確認機能」におけ	本案では、通信事業者の柔軟な計測の実施、自主性の	
		る運用ルールが煩雑となった場合、事業者に過度な負担	尊重及びその実施の適切性の確保をバランスをとって運用	
		が生じることも想定されます。増加するコストが利用者へ	するために、「共通実施機能」及び「確認機能」を分離して運	
		の直接的・間接的なコスト負担に影響し得ることも踏まえ	用する考え方を示したものです。	
		ると、業界としてのコスト最小化の視点も重要であること		
		から、本測定にかかる体制や運営方法については費用		
		面と運用面双方のバランスを確保していくことが必要であ		
		ると考えます。		
		【ソフトバンクモバイル株式会社】		
【意見	11】事業者中立		実施することについて賛同。	
42 頁	第4章2.(3)、	弊社はスマートフォンを提供していないことから、モバ	本案に賛同の御意見として承ります。	なし(賛
48 頁	第5章2.	イルルータ単独で計測する必要がありますが、報告書案		成意見
		記載のとおり、事業者中立性を担保するための共通化プ		のため)
		ロセスの運用のもとで、計測ツールの有線接続への対応		
		が行われ次第、できる限り速やかに計測を実施する考え		
		であることから、報告書案の内容に賛同します。		
		【UQコミュニケーションズ株式会社】		
【意見	 2】事業者等 <i>の</i>	D自主的取組は今後も否定されるべきでない。		ı
43 頁	第4章3.(1)	サービス品質等の告知活動においては、これまでも事	各社各様の計測手法や情報提供手法が利用者にとって	なし
	1			

も、広告表示自主基準の改訂を適宜行い、環境変化等に 応じた業界基準の整備と遵守に努めているところです。

また、本検討の主眼とされているモバイル通信サービ て告知媒体に掲載する等、自主的な工夫を随時開始してして。 いるのに加え、民間の調査機関も頻繁に実効速度の調 査結果を公表する等、従前より状況の変化が見られると ころです。

これについては、各社各様の計測方法や告知方法が 利用者にとって分かりづらい等の指摘もされているところ ですが、過去の理論値のみの訴求と比較すれば利用者 への周知内容・方法は改善されている側面もあり、また 本計測方法による実効速度値が唯一絶対的に正しい数 値であるとは言えないこと等から、こうした事業者等の自 主的取組みは今後も否定されるべきではないと考えま す。

【ソフトバンクモバイル株式会社】

業者の創意工夫により、利用者にわかりやすい情報の提り分かりづらい等の御指摘に対し、本案では、利用者が通信 供を行う等、適正な広告表示を心がけおり、業界として「速度に関して、正確な情報に基づき契約可能となる環境整 備を目指し、通信事業者共通の計測手法及び情報提供手 法等を定めるものです。

また、本案では、利用者に多様な情報を提供する観点か スの通信速度に関しては、当初規格値のみの訴求が中一ら、本計測手法による結果に加え、通信事業者が自主的な 心であったところ、よりサービス内容をイメージしやすい実し取組として独自に追加的な場所や環境で計測した結果を、 効速度値(対象エリア等、条件を明示したもの)をあわせ「利用者に誤解を与えない形で表示することも可能としていま

【意見 13】 報告書で記載のある表示方法等はあくまで例示にとどめ、事業者の創意工夫により、消費者へのより適切な情報提供手法が存在する場合に おいては、それらの表示方法等についても否定されるべきでない。

43 頁 第4章3(1)

計測結果の利用者への情報提供に関する基本的な者 ル策定(例えば、最低限表示すべき事項)は必要ですが、 -5のイメージ等) はあくまで例示にとどめ、事業者の創し点では最適と考えます。

本案に記載のとおり、利用者が得られる実効速度に関すしなし え方について、利用者が混乱しないための最低限のルー|る期待値を、より実態に即した形で伝えていく観点から、実 証の結果や分析等で統計学的な一定の適切性も踏まえて 報告書(案)で記載のある表示方法等(「箱ひげ図」や図4|活用した「箱ひげ図」の集計表示手法を採用することが現時

		意工夫により、消費者へのより適切な情報提供手法が存	なお、本案に記載のとおり、将来、利用者にとって一層分	
		在する場合においては、それらの表示方法等についても	かりやすく、かつ、統計学的にも適切な手法が提示される場	
		否定されるべきでないと考えます。	合には、必要な検討等を経て、代替可能としています。	
		【ソフトバンクモバイル株式会社】	また、計測結果の広告表示への適用方法の具体化・詳	
			細検討は、本案図 4-5 を参照しつつ、電気通信サービス向	
			上推進協議会で行うこととしています。	
【意見1	4】 自社に有利	なプランでの計測結果を他の不利なプランで広告利用しな	いよう求める。	
43 頁	第4章3.	NTT ドコモ殿はプランによる速度差がほとんどないと思	本案に記載のとおり、通信速度に差が生じると考えられ	なし
~		われる一方、KDDI 殿は 3G/LTE 共用プランであるか	る、対応周波数、通信規格、OSが異なる計測端末をそれぞ	
46 頁		VoLTE 対応 LTE 専用プランかどうか(また iPhone の設定	れ計測することとしています。	
		がどちらになっているか)で差が出ると思われるほか、ソフ		
		トバンクグループに至ってはブランド毎に全く通信速度が		
		異なると思われます。自社に有利なプランでの計測結果		
		を他の不利なプランで広告利用しないよう求めます。		
		【個人】		
【意見1	5】本計測手法	たによる計測結果のスコープはどこまでか、スコープ外のプラ	ンにおける広告での扱いを設定することもガイドラインに盛り込	込むべき。
43 頁	第4章3.	本計測手法による計測結果は事業者の提供するすべ	利用者によるサービスや端末の選択に当たり、規格上の	なし
~		てのプランにおいて有効ではないと思われるため、その	通信速度と実効速度の乖離が問題となるのは、主に高速通	
46 頁		スコープはどこまでか、スコープ外のプランにおける広告	信サービスやそれに対応した端末の場合と考えられること	
		での扱いを設定することもガイドライン中に盛り込むべき	から、高速通信に対応したスマートフォンやモバイルルータ	
		であると考えます。	への適用を優先することとし、通信速度に差が生じると考え	
		【個人】	られる、対応周波数、通信規格、OSが異なる計測端末をそ	
			れぞれ計測することとしています。	
【意見1	6】「電気通信	サービス向上推進協議会」において、広告表示に関し、十分	に議論をしていく所存。	
45 頁	第 4 章 3.(3)	これまでの広告媒体では、通信速度について(ベストエ	本案に賛同の御意見として承ります。	なし(賛
	2	フォート等の注記はあるものの)理論上の最大速度が表		成意見
		示されるケースが見受けられました。しかし、実際には達		のため)
		成されることのない最大速度の数値は、多くの消費者に		
	•			

	1			
		とってあまり意味のないものと感じられます。テレビ CM		
		や紙面広告のような広告媒体では、通信速度を訴求また		
		は強調する場合には、本報告書(案)で提案されているよ		
		うな実効速度の表示を併記すべきと考えます。今後、詳		
		細な検討が委託される「電気通信サービス向上推進協議		
		会」で、十分に議論をしていく所存です。		
		【一般社団法人テレコムサービス協会】		
【意見 1	7】個々のサー	-ビスが、「高速化が進んだ通信サービスが新たに登場したは	。 場合」に該当するかについては、事前に判断基準を明確化して	おくべき。
45 頁	第 4 章 3.(3)	個々のサービスが、本報告書(案)にある「高速化が進	「高速化が進んだ通信サービス(新たな周波数帯域を利	なし
	3	んだ通信サービス(新たな周波数帯域を利用する LTE や	用する LTE や4G 等)が新たに登場した場合」とは、記載の	
		4G 等)が新たに登場した場合」に該当するかについて	とおり、現在利用されていない新たな周波数帯域を利用す	
		は、事業者によって解釈の相違が生じないよう、事前に	る LTE や4G 等が用いられる場合であり、各通信事業者に	
		判断基準を明確化しておくべきと考えます。本報告書	より適切に理解されるものと考えます。	
		(案)に規定されている趣旨は、新サービスについて、当	また、利用者の誤解を抑制する観点から、一定程度普及	
		初利用者が少ないことに起因して、実態と異なる実効速	した段階で速やかに実効速度を計測し利用者に情報提供	
		度表示を行うことで、利用者に誤った情報を伝達してしま	することが適当としており、それまでの間は、同事業者によ	
		うことを防ぐことにあることから、当該サービスが実効速	る実効速度に関するシミュレーション結果等をホームページ	
		度を訴求することで却って利用者に誤解を与えるものか	に掲載する等により利用者のリテラシー向上に努めること	
		否かという視点に立ち、個別に該当有無を判断すべきと	が必要と考えます。	
		考えます。		
		【ソフトバンクモバイル株式会社】		
【意見1	8】テレコムサー	ービス協会 MVNO 委員会では、ユーザ視点と MVNO の実物	大を踏まえ広告表示方法の検討をしてきたい。	
47 頁	第5章2.	テレコムサービス協会 MVNO 委員会では、電気通信サ	本案に賛同の御意見として承ります。	なし(賛
		ービス向上推進協議会での広告表示に関する検討に主		成意見
		体的に参加して、ユーザ視点と MVNO の実情を踏まえ		のため)
		広告表示方法の検討をしていきたいと考えます。		
		実効速度の計測と広告表示については、MVNO に過		
		度な負担とならないよう、MVNO 育成と消費者保護との節		
				

		度あるバランスに配慮することが健全なモバイル市場形		
		成に不可欠であると考えます。		
		【一般社団法人テレコムサービス協会】		
【意見 1	9】MVNOにお	。 らいても、MNO と同等のルール適用を行うこととして、両者に	優先度の差をつけるべきでない。	
47	第5章2.	本計測は利用者保護の観点からわかりやすく広告表	本案に記載のとおり、本計測手法は、全ての移動系通信	なし
頁、		示することを目的としたものであることから、MNO と	事業者に適用可能なものです。このうち、利用者の大半を	
48 頁		MVNO を別整理とする合理的根拠はありません。また、	占め、かつ MVNO のサービスインフラ基盤ともなる MNO を、	
		公正競争の観点からも、事業者毎に差異を設けることは	まずは優先することが適当と考えます。	
		望ましくありません。従いまして、MVNO が速度訴求を実	なお、MVNO については、電気通信サービス向上推進協	
		施する場合においても、MNO と同等のルール適用(計測	議会における、広告表示への適用方法の詳細検討等の中	
		や表示の実施)を行うこととして、両者に優先度の差をつ	で、MNOの計測結果の活用やMNOとの同時期の広告への	
		けるべきでないと考えます。	適用の可能性を含め検討することが適当としています。	
		【ソフトバンクモバイル株式会社】		
		本計測の広告適用の優先対象は MNO であるとのこと		
		だが、KDDIはUQのMVNOとして、SBMはWCPのMVNO		
		としてサービスを行っており、計測結果の少なくない割合		
		を MVNO 回線が占めると思われるため、この区分けは不		
		適切ではないか。		
		【個人】		

ガイドライン(案)に対する意見

		頂いた御意見	御意見に対する総務省の考え方	反映の
		500 (50 (50 (50 (50 (50 (50 (50 (50 (50		有無
【意見 1	】総論とし	て、報告書の内容に賛同。		
インタ	マーネットの	サービス品質計測の一環として、「事業者中立的な実効速度	本案に賛同の御意見として承ります。	なし(賛
の計測	・公表等の	在り方」について研究会で検討が進められ、報告書(案)および		成意見
ガイドラ	イン(案)と	してまとめられたことに大いに賛同します。今後、実際にガイド		のため)
ラインカ	「制定され	て公平・公正な形で各事業者の実効速度等が公表され、事業		
者ごとの	りサービス	品質が消費者にわかりやすく伝わるようになることを期待しま		
す。				
		【一般社団法人テレコムサービス協会】		
【意見 2	】BWA事	業者も MNO であるため、本ガイドラインに従うべき。		
今回	今回のガイドライン策定にあたって主にヒアリングを行っているのは NTT ドコ 本計測手法は、全ての移動系通信事業者に適用可能なな			
₹,KDD)I、ソフトバ	ンクモバイルのいわゆる 3 大キャリアと把握しておりますが、	ものです。このうち、利用者の大半にサービスを提供し、か	
UQ ⊐≷:	ュニケーシ	ョンズ及びワイヤレスシティプランニングといった BWA 事業者も	つ MVNO のサービスインフラ基盤ともなり、利用者の契約に	
MNO T	ぎあるため、	本ガイドラインに従うべきかと思われますが、間違えないでしょ	直結するMNOを、まずは優先することが適当と考えます。こ	
うか。			れに該当するBWA事業者については、原則、本案の優先	
		【個人】	適用の対象と考えます。	
頁	項目	頂いた御意見	御意見に対する総務省の考え方	反映の
				有無
【意見 3	】 通信事	業者が「意図的に」速度測定サイトに対して制限を外している場合	合があり、必ずしも速度測定値がネットワークサービスに正確に	反映され
ない旨を	を明記すべ	き。		_
7 頁	4 (3)	計測結果を利用者に情報提供するための具体的手法	御指摘のような「通信事業者が『意図的に』速度測定サイ	なし
~		昨今のネットワーク機器にあっては、通信相手先又はネット	トに対して制限を外」すことについては、帯域制御に関する	
9 頁		ワークサービス別に帯域制御が可能であり、かつ特定の通信	行動指針として事業者団体が自主的に策定した「帯域制御	
		事業者にあっては現在も実施していることから、通信事業者	の運用基準に関するガイドライン」において認められていま	
		が「意図的に」速度測定サイトに対して制限を外している場合	せん。	

		T		
		があり、必ずしも速度測定値がネットワークサービスに正確に		
		反映されない旨を明記すべき。	的ではないため、電気通信の健全な発達又は国民の利便	
		【個人】	の確保に支障が生ずるおそれがあると認められる場合は、	
			総務大臣は、電気通信事業者に対し、業務の方法の改善そ	
			の他の措置をとるべきことを命ずることができる旨法令上規	
			定されており、御指摘のような帯域制御を行うことは業務改	
			善命令の対象となる場合があり得ます。	
【意見	4】MVNO	においても同内容、同時期での本ガイドライン適用がされるべき	き。また、本ガイドラインに基づく実効速度計測の実施及び計測	結果の公
表の対	応が取れた	い場合は、速度にかかる広告訴求は実施すべきでない。		
10 頁	5. (2)	本報告書において、MVNO についても同計測手法・ガイドラ	本案に記載のとおり、本計測手法は、全ての移動系通信	なし
		インの適用について言及しているものの、MNO を優先して実	事業者に適用可能なものです。このうち、利用者の大半を	
		施し、MVNO については時期の言及がない記載となっており	占め、かつ MVNO のサービスインフラ基盤ともなる MNO を、	
		ます。	まずは優先することが適当と考えます。	
		本研究会における計測の実施については、報告書第 1 章	なお、MVNO については、電気通信サービス向上推進協	
		2.にあるとおり「利用者が正確な情報に基づき契約が可能と	議会における、広告表示への適用方法の詳細検討等の中	
		なる環境を整備する」という消費者保護を目的とした取組であ	で、MNOの計測結果の活用やMNOとの同時期の広告への	
		ることから、MVNO においても同内容、同時期での本ガイドラ	適用の可能性を含め検討することが適当としています。	
		イン適用がされるべきと考えます。		
		また、本ガイドラインに基づく実効速度計測の実施及び計		
		測結果の公表の対応が取れない場合は、速度にかかる広告		
		訴求は実施すべきではないと考えます。		
		【株式会社NTTドコモ】		
10	5.(2)	本ガイドラインの優先対象として MNO を優先すべきとの結		
頁、		論について、強く反対します。接続型 MVNO は MNO との POI		
11 頁		でボトルネックが発生するという特殊性があるため、MNO の		
		計測結果をそのまま流用することはできず、その速度につて		
		いは消費者の大きな関心事となっております。MNO が「利用		
		者の大半を占め」ることを優先理由として挙げていますが、		
	I	1	<u>I</u>	

		MVNO 市場は現在急成長しています。広告が既存契約者で		
		はなく新規契約者に向けて行われることを考えれば、接続型		
		MVNO にも広告表示に関する対応を優先させる必要がありま		
		す。		
		【個人】		
【意見 5	事業者	・ 中立性を担保するための共通化プロセスの運用のもとで、計測を	宇施することについて賛同。	
10 頁	5.(2)	弊社はスマートフォンを提供していないことから、モバイル	本案に賛同の御意見として承ります。	なし(賛
		ルータ単独で計測する必要がありますが、報告書案 42 頁に		成意見
		記載のとおり、事業者中立性を担保するための共通化プロセ		のため)
		スの運用のもとで、計測ツールの有線接続への対応が行わ		
		れ次第、ガイドラインに基づき、できる限り速やかに計測を実		
		施する考えであることから、ガイドラインの内容に賛同します。		
		【UQコミュニケーションズ株式会社】		
【意見6	〕通信速度	隻を訴求しないサービスには、通信速度に関与しないネットワー☆	ウ指標の確認方法があることから、恣意的に測定を忌避すべき	でない。
10	5.(2)	優先して対応すべき対象等に関して	本案では、通信速度に関して、利用者に分かりやすく情	なし
頁、11		「MVNO の広告表示における実効速度の表示方法につい	報提供することを目的としているため、ping 応答時間等のネ	
頁		ては、通信速度を訴求しないサービスがある状況等も踏ま	ットワーク性能の指標ではなく、実効速度について、通信事	
		え、」とあるが、通信速度に関与しないネットワーク指標の確	業者共通の計測手法及び情報提供手法等を定めるもので	
		認方法があることから、恣意的に測定を忌避するのではなく、	す。	
		・ 通信速度を訴求するサービスについては MNO と同様な表	なお、MVNO については、電気通信サービス向上推進協	
		示を行い	議会における、広告表示への適用方法の詳細検討等の中	
		・ 通信速度を訴求しないサービスについては通信速度を掲	で、MNOの計測結果の活用やMNOとの同時期の広告への	
		示しない(例えば通信速度に依存しない ping 応答時間等)	適用の可能性を含め検討することが適当としています。	
		のネットワーク性能により測定		
		を可及的速やかに実施すべき。		
		【個人】		